

承認第6号

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年4月24日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

山陽小野田市長 藤田剛二

山陽小野田市条例第28号

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

承認第6号参考資料

山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 認定事業者 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。)第1条に規定する公示日(以下「公示日」という。)から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者をいう。</p>